

令和4年度 帯広市地域密着型サービス事業者等 集団指導

帯広市市民福祉部地域福祉室地域福祉課

1 各種届出について

資料1-1 サービス種別ごとの変更事項の一覧（地域密着型）

資料1-2 サービス種別ごとの変更事項の一覧（居宅）

指定更新手続きについて

介護サービス事業者（一部を除く）は、**6年ごとに指定の更新**を受けなければ、有効期間満了により指定の効力を失うことになり、介護報酬の請求をすることができなくなります。

指定の更新を受けるためには、指定更新申請を行う必要がありますが、人員・設備・運営などの指定基準を満たしていない場合や、申請法人やその役員等が過去に指定取消処分を受けた場合など、法律上の欠格事由に該当するときは、指定更新を受けることができません。

- ▶ 原則として指定有効期間満了日が属する月の前々月に更新勧奨（メール）を通知し、**前々月15日から前月15日**までを受付期間としているところです。
- ▶ 提出いただいた書類を帯広市にて、内容確認、審査、補正を行い、満了日までに審査結果を事業所宛てに通知します。

変更届出

指定事項に変更が生じた場合は、変更届を帯広市に提出する必要があります。
なお、「サービス種別ごとの変更事項の一覧」に該当する変更があった場合には、**変更日から10日以内に変更の届出が必要です。**

- ▶ 以下の場合には、事前にご相談をお願いします。
 - ・所在地の変更、建物の構造、平面図、専門区画等
 - ・営業日増及び営業時間の延長、単位増、利用者定員等変更に伴う運営規程の変更
 - ・家賃等利用料の変更に伴う運営規程の変更

介護給付費算定に関する体制等の届出の算定期期

介護給付費の算定のためには、指定権者への届出が必要になります。

届出に係る加算等の算定期期については、以下のとおりです。

なお、加算が算定できなくなった場合には、速やかに指定権者に届け出なければなりません。

【届出日と加算算定開始の関係】

- ▶ 届出が月の**15日以前**になされたもの
⇒翌月から算定開始
- ▶ 届出が月の**16日以降**になされたもの
⇒その翌々月から算定開始

※GHと施設については、月の初日までに届出た場合は当該月より算定可能です。

- ▶ 処遇改善加算計画書
⇒加算算定月の前々月末までに提出が必要になります。

2 運営（実地）指導について

資料2-1 地域密着型サービス（施設）主な指導事項

資料2-2 地域密着型サービス・居宅介護支援主な指導事項

帯広市が実施する運営（実地）指導について

帯広市地域密着型サービス事業所等指導監査要綱に基づき、

指定の更新までに1回以上、入所を伴う介護保険施設等には概ね2年に1回以上運営指導を実施。

新規指定事業所については、サービス提供開始後1年以内に運営指導を実施しています。

「人員基準」「運営基準」「設備基準」「介護給付費の算定」について、書類を閲覧するとともに、事業所責任者に対するヒアリングにて確認します。

- ▶ 主な指導内容については、以下の資料を**ご確認**ください。
 - ・ 資料 2 - 1 地域密着型サービス（施設）主な指導事項
 - ・ 資料 2 - 2 地域密着型サービス・居宅介護支援主な指導事項

指導監査要綱の改正について

国の「介護保険施設等の指導監督について」（令和4年3月31日老初0331台6号 厚生労働省老健局長通知）が通知されたことに伴い、帯広市では「帯広市地域密着型サービス事業所等指導監査要綱」等について、所要の改正を行うため、北海道の要綱改正に合わせて、令和5年4月1日施行に向け準備を進めています。

▶ 主な改正点

- ・ 名称変更

「実地指導」 → 「**運営指導**」

- ・ 実施頻度の明記

集団指導は**年1回以上**

運営指導については、**3年に1回以上**

- ・ 方法の拡大

運営指導、集団指導において**オンラインを活用**した方法も可能

事故報告・事故防止について

資料 3 - 1 「介護保険事業所・施設等の事故等発生時における帯広市への報告に係る取り扱いについて」

資料 3 - 2 事故発生報告様式

事故発生時における報告について

介護保険法及び介護予防・日常生活支援総合事業に基づき、サービス提供中に事故が発生した場合には、当該利用者の家族、担当の居宅介護支援事業所に連絡を行う必要があります。また、事故の状況及び事故に際してどのような対応を取ったのかの記録（2年間の保存義務）を市町村へ提出する必要があります。

【報告の手順及び期限】

▶ 重大事故

ただちに**口頭等により報告**を行うとともに所定の様式により、**7日以内**に帯広市へ提出

▶ 重大事故以外の事故等

所定の様式により、**30日以内**に帯広市へ提出

※誤薬・落薬も行政報告が必要です！

▶ 食中毒や感染症が発生した場合

所定の様式により**直ちに**、発生と終息を帯広市へ報告

併せて、帯広保健所の所管部署に報告を行い、指示を求めるなどの措置を講ずること

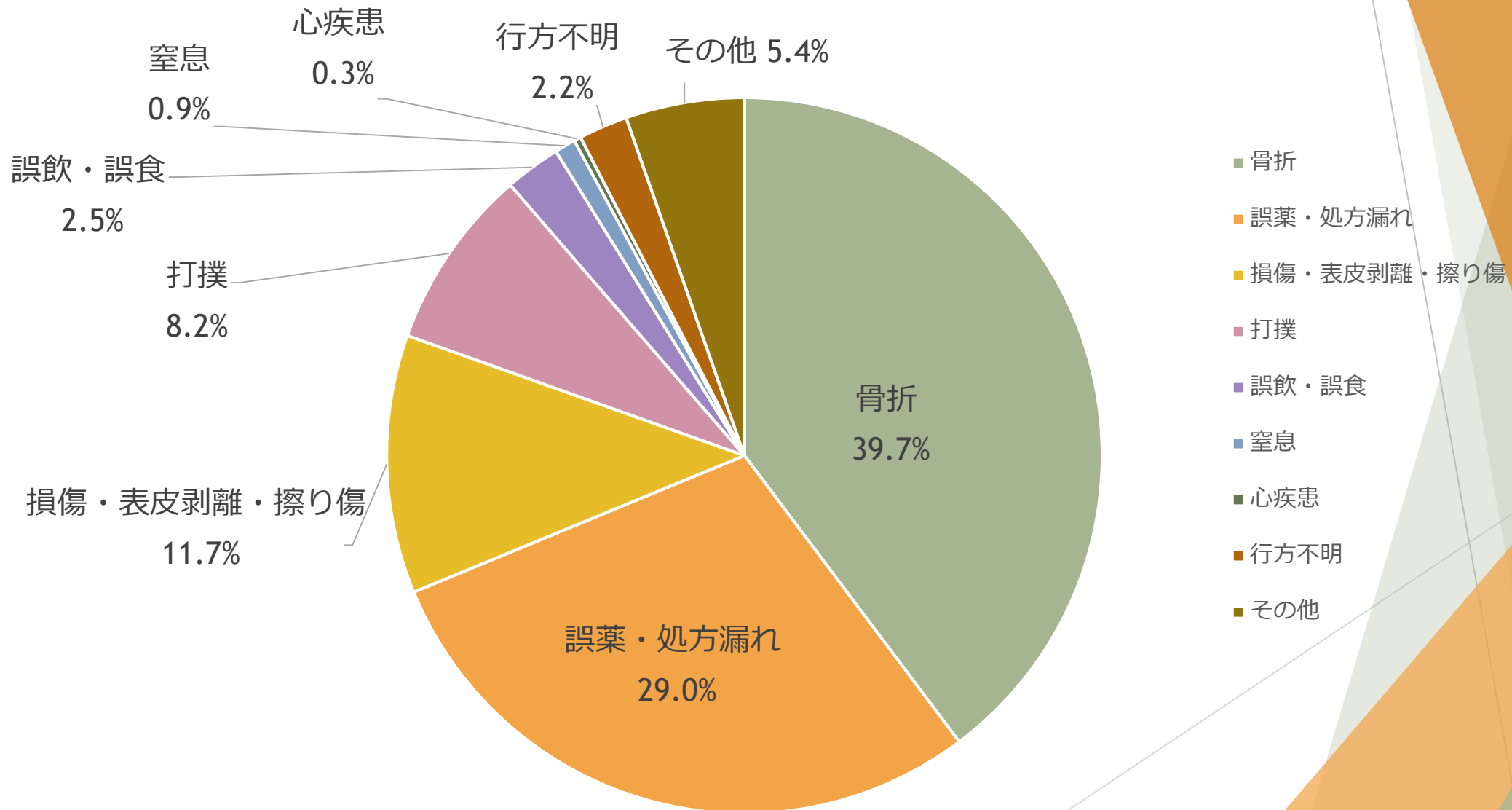
※詳細については「介護保険事業所・施設等の事故等発生時における帯広市への報告に係る取り扱いについて」を参照

事故の内容について（集計結果）

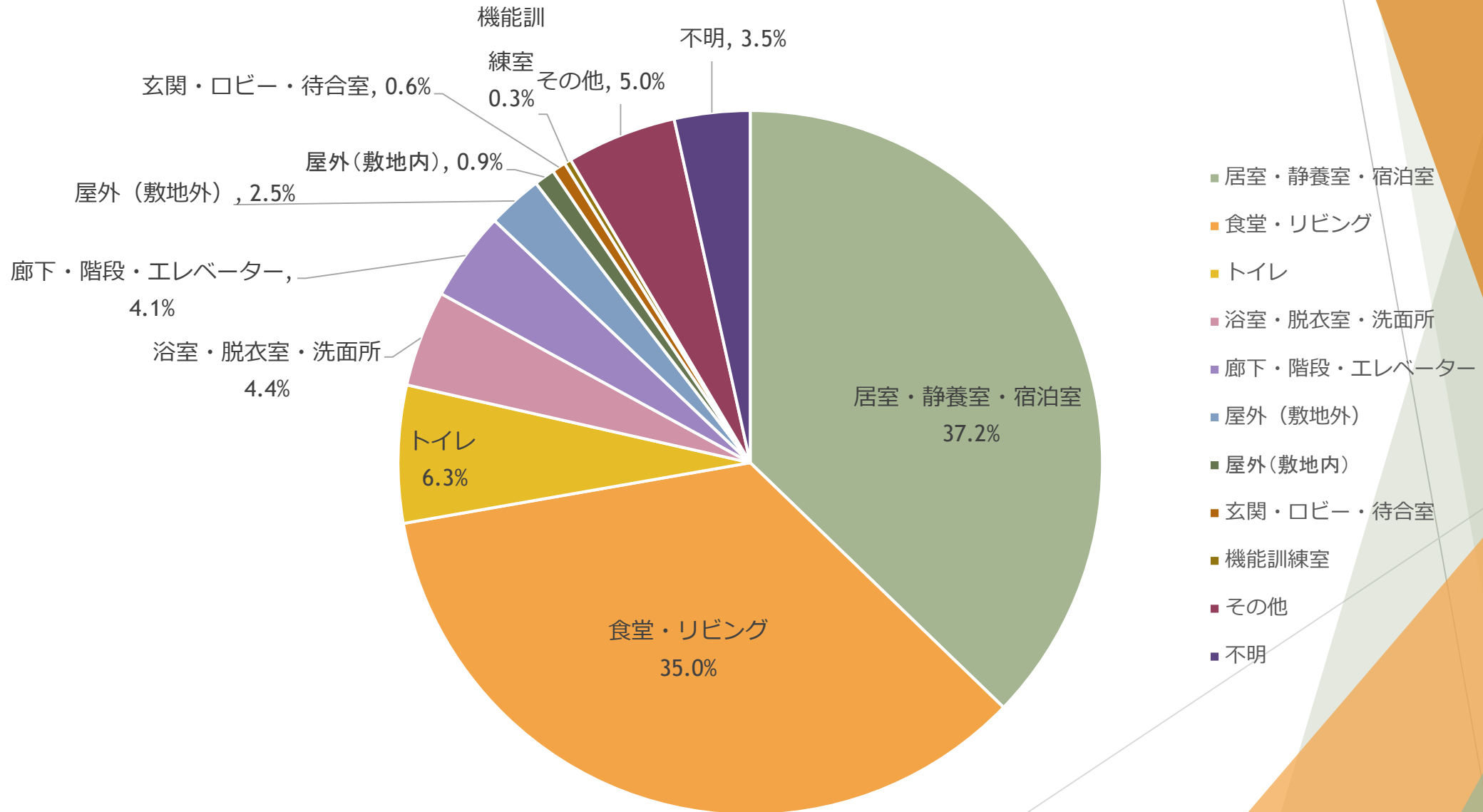
令和3年度に帯広市へ報告があった事故の報告は317件でした。
事故の発生場所としては、居室や食堂が全体の7割を占めています。
事故の内容としては、転倒等による骨折が一番多く、誤薬・処方漏れが次いで多くなっています。

※誤薬・処方漏れは帯広市の取り扱いでは行政報告が必要です。
ヒヤリハットとして処理しているケースが多くありましたので、
今一度確認をお願いいたします。

事故の内容について（集計結果）



事故の発生場所について（集計結果）



虐待防止について

資料4 - 1 高齢者虐待防止について

高齢者虐待とは

高齢者虐待防止法第2条において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは次のいずれかに該当する行為をいう

▶ 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること

▶ 放棄・放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること

▶ 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

▶ 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること

▶ 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること

身体拘束適正化について

資料5 - 1 身体拘束適正化について

身体拘束について

「緊急やむを得ない場合」の身体拘束を除き、利用者の行動を制限する行為は、介護保険指定基準において禁止されております。

▶ 緊急やむを得ない場合とは、

- ・ **切迫性** 利用者本人・他の利用者等の生命又は身体の危険にさらされ可能性が著しく高いこと
- ・ **非代替性** 身体拘束・その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
- ・ **一時性** 身体拘束・その他の行動制限が一時的なものであること

※上記3要件に加えて、**適正な手続き**が、極めて慎重に実施されていること

→担当職員個人又はチームでの判断ではなく、施設全体での判断であること

※サービス担当者会議や、身体拘束防止委員会など

→本人や家族への確認（目的、方法、時間帯）

→観察や再検討による定期的再評価 ※必要がなくなれば速やかに解除

→記録の作成

令和6年度より義務化となる 運営規定について

資料6 - 1 介護保険最新情報Vol.945

義務化となる運営規定について

- ▶ 感染症対策及び衛生管理
- ▶ 非常災害対策計画
- ▶ 虐待の防止
- ▶ 認知症研修

※各項目の参考資料を添付しておりますので、ご確認ください。

※令和6年3月31日までは、経過措置期間として努力義務とされている

①感染症対策及び衛生管理

感染症又は食中毒の発生、まん延防止のため以下の措置を実施する必要があります。

- ▶ 委員会の開催とその結果の周知

地域密着型介護老人福祉施設については概ね**3月に1回**

その他のサービスについては概ね**6月に1回**

- ▶ 指針の整備

- ▶ 研修の実施（**年1回以上**）

※地域密着型介護老人福祉施設、グループホームは**年2回以上**

- ▶ 訓練の実施（**年1回以上**）

※地域密着型介護老人福祉施設、グループホームは**年2回以上**

②業務継続計画（BCP）

感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう**業務継続計画を策定**するとともに、当該業務継続計画に従い、従事者に対して、必要な**研修及び訓練を実施**しなければなりません。

▶ 業務継続計画の策定

計画の策定には以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照すること。

○感染症にかかると業務継続計画

- ・ 平時からの備え
- ・ 初動対応
- ・ 感染拡大防止体制の確立

○災害に係る業務継続計画

- ・ 平常時の対応
- ・ 緊急時の対応
- ・ 他施設及び地域との連携

※なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することも可

▶ 研修の実施（年1回以上）

※地域密着型介護老人福祉施設、グループホームは**年2回以上**

▶ 訓練の実施（年1回以上）

※地域密着型介護老人福祉施設、グループホームは**年2回以上**

③虐待の防止

感染症又は食中毒の発生、まん延防止のため以下の措置を実施する必要があります。

- ▶ 委員会の開催とその結果の周知

地域密着型介護老人福祉施設については概ね**3か月に1回**

その他のサービスについては概ね**6か月に1回**

- ▶ 指針の整備

- ▶ 研修の実施 (**年1回以上**)

※地域密着型介護老人福祉施設、グループホームは**年2回以上**

- ▶ 訓練の実施 (年1回以上)

※地域密着型介護老人福祉施設、グループホームは**年2回以上**

④ 認知症研修

介護に係る全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護に直接携わる職のうち、医療、福祉関係の資格を有さない者について、**認知症介護基礎研修を受講**させるために必要な措置を講じます。

▶ 義務付けの対象外

看護師、准看護師、介護福祉士、ケアマネジャー、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者、訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師

▶ 新規に採用した職員について

事業所が新たに採用した従事者（医療・福祉関係の資格を有さない者）に対しては、採用後1年間の猶予期間を設けることとし、**採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講**させることとする。

その他

※受講報告について

各資料をご確認の上、
必ず電子申請にて、受講報告を
行ってください。
受講報告をもって、集団指導に出
席したものとみなします。